

2023年6月15日

各位

### キャッシュカード規定改定のお知らせ

株式会社 山形銀行（頭取 長谷川 吉茂）は、2023年5月1日ニューリリースいたしました「ATMによる現金のお引出しの一部制限について」のとおり、特殊詐欺等被害防止へ取り組みます。これに伴い、キャッシュカード規定を改定いたします。同時に、既に特殊詐欺被害（カード不正利用等）を防止するため行っているATMによるお振込み制限についても本規定に明記するよう改定いたします。

なお、改定日以前ご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

何とぞ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 改定日

2023年7月1日（土）

2. 改定対象

キャッシュカード規定

3. 改定内容

項目	追加内容
4. （支払機による預金の払戻し）について  <追加>	（5）「当行は、次の場合には支払機による1日あたりの払戻しの限度額を予告なく30万円に制限します。利用制限を解除する場合は、当行所定の方法により申し出てください。なお、次の場合に該当するかの判定は、毎年1回4月に直前の3月31日現在までの取引等をもとに行います。」 ① 支払機による1日あたり30万円以上の現金支払が2年以上ないまま70歳に達した場合 ② 支払機による1日あたり30万円以上の現金支払がない期間が2年に達した時点で70歳以上の場合
5. （振込機による振込）について  <追加>	（5）「当行は、次の場合には振込機による振込みの利用を予告なく停止します。利用停止を解除する場合は、当行所定の方法により申し出てください。なお、次の場合に該当するかの判定は、毎月月初に直前の月末までの取引等をもとに行います。」 ① 振込機による振込みの利用が2年以上ないまま65歳に達した場合 ② 振込機による振込みの利用がない期間が2年に達した時点で65歳以上の場合

以上

本件に関するお問い合わせ先  
事務統括部 事務企画・管理グループ  
TEL 023-634-7048

【受付時間】9:00～17:00（土日祝日・年末年始を除きます）